

意見書等

(意見書)

議員提出議案第9号

基地対策予算の増額等を求める意見書(可決)

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置、運用により生ずる障害の防止、軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価がえの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきており、あわせて防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
2. 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月14日

議員提出議案第10号

リンゴの価格安定対策を求める意見書(可決)

平成20年産のリンゴは相次ぐ降霜、降ひょうによる被害果に加えて、つる割れ果が通常年の4倍も発生し、加工用リンゴは青森県の調べで11万6000トン、通常年の7万トンを大幅に上回る事態となっている。このため加工用リンゴは買いどめとなり、良品ものも価格が暴落し、リンゴ農家の経営は深刻な状況にある。

青森県は昨年12月、生食用リンゴ8500トンを市場隔離する緊急需給調整対策を決め、果汁製品の過剰在庫の調整保管のための特別対策事業を国へ要請したが、国内での需給調整とともに外からの輸入果汁の規制、国産・県産リンゴ加工製品の原料原産地表示の義務づけなど総合的な対策が求められている。

県産の加工用リンゴは、果汁が輸入自由化された平成2年以前の5年間の平均で12万5200トンの需

給があったが、自由化後は年々減少し、平成12年からの5年間では平均8万5200トンと10年間で32%も減少している。

一方、リンゴ果汁の輸入量は年々増加し、平成19年で9万3000トン、平成20年で7万3000トンも輸入されている。これらは5倍、6倍の濃縮果汁で生果換算では平成20年は77万トンにも達する。県内では加工用リンゴの売り先がなく、山川市場になるのではと懸念されている中で、生果換算で青森県の生産量の1.5倍もの輸入リンゴ果汁が現に輸入され消費されていることは異常な事態である。

加工用の市場が輸入品に占められているため、加工用リンゴは生食用リンゴの需給調整機能を完全に失っている。これが今回のような被害果、つる割れ果が通常年を超えるほど発生した場合、消費不況と相まって価格暴落の引き金となったと考えられる。

よって、下記の事項について実現を図ることを求める。

記

- 一、一定量の青森県産加工用リンゴの数量の確保と価格の安定対策をつくること。
- 一、リンゴ関連製品の原料原産地表示の義務づけのためにJAS法の改正をすること。
- 一、輸入リンゴ果汁の輸入制限をすること。
- 一、過去にあった生食用リンゴ価格安定対策の復活をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月14日

議員提出議案第11号

リンゴの価格安定対策を求める意見書（可決）

平成20年産のリンゴは相次ぐ降霜、降ひょうによる被害果に加えて、つる割れ果が通常年の4倍も発生し、加工用リンゴは青森県の調べで11万6000トン、通常年の7万トンを大幅に上回る事態となっている。このため加工用リンゴは買いどめとなり、良品ものも価格が暴落し、リンゴ農家の経営は深刻な状況にある。

青森県は昨年12月、生食用リンゴ8500トンを市場隔離する緊急需給調整対策を決め、果汁製品の過剰在庫の調整保管のための特別対策事業を国へ要請したが、国内での需給調整とともに外からの輸入果汁の規制、国産・県産リンゴ加工製品の原料原産地表示の義務づけなど総合的な対策が求められている。

県産の加工用リンゴは、果汁が輸入自由化された平成2年以前の5年間の平均で12万5200トンの需給があったが、自由化後は年々減少し、平成12年からの5年間では平均8万5200トンと10年間で32%も減少している。

一方、リンゴ果汁の輸入量は年々増加し、平成19年で9万3000トン、平成20年で7万3000トンも輸入されている。これらは5倍、6倍の濃縮果汁で生果換算では平成20年は77万トンにも達する。県内では加工用リンゴの売り先がなく、山川市場になるのではと懸念されている中で、生果換算で青森県の生産量の1.5倍もの輸入リンゴ果汁が現に輸入され消費されていることは異常な事態である。

加工用の市場が輸入品に占められているため、加工用リンゴは生食用リンゴの需給調整機能を完全に失っている。これが今回のような被害果、つる割れ果が通常年を超えるほど発生した場合、消費不況と相まって価格暴落の引き金となったと考えられる。

よって、下記の事項について実現を図ることを求める。

記

- 一、一定量の青森県産加工用リンゴの数量の確保と価格の安定対策をつくることを国へ働きかけること。
 - 一、リンゴ関連製品の原料原産地表示の義務づけのためにＪＡＳ法の改正を国へ働きかけること。
 - 一、東京都が中国産冷凍餃子事件を契機に、現行ＪＡＳ法よりも踏み込んだ調理冷凍食品の原料原産地表示を義務づける条例を制定したように、リンゴ関連製品の原料原産地表示を義務づける県条例の制定に向けて尽力すること。
 - 一、輸入リンゴ果汁の輸入制限を国へ働きかけること。
 - 一、過去にあった生食用リンゴ価格安定対策の復活を国へ働きかけること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 7月14日

議員提出議案第12号

生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書（否決）

1949年に生活保護に母子加算ができてから60年目のことし、数年間の減額措置を経て、2009年3月31日で全廃された。

母子家庭からは「食費を削り、ふろの回数も減らした」、「本当は野球部に入りたいけど我慢している息子を見るのはつらい」、「あらゆるものを節約。交際もほとんどできません。支給額を減らすのでなく、もう少しでいいのでふやしてほしい」と声が上がっている。

母子加算の廃止は、消費支出額が一般母子世帯の水準と比べ、生活保護の方が高いとの理由であるが、貧困な状態にある母子世帯の底上げをすることこそ求められる。厚生労働省は就労を促進すると言っているが、日本の母子世帯の就労率は諸外国より高く、既に84%が就労している。母子加算がなくなった分、生活保護基準は引き下げられ、貧困化が一層進むことは目に見えている。

子どもの貧困化、貧困の連鎖を断ち切ることが社会的課題となっているとき、母子加算の廃止はそれに逆行するものである。

母子加算の財源200億円は、2009年度予算の補正予算の700分の1（0.14%）を使うだけでできる額である。

母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子どもの健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かせない給付である。加算は単なる上乘せではなく、幼児や成長期の子どもがいる生活保護家庭では、母子加算があってこそ初めて最低限度の生活が保障されるものである。子どもが熱を出しても仕事を休めず、ベビーシッターをお願いするなど経済的負担とともに、父親の役割も果たしていくといった目に見えない精神的負担がある。

母子家庭は、一般世帯の4割にも満たない収入である。憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものである。

よって、政府におかれては生活保護の母子加算を復活するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 7月14日

議員提出議案第13号

ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書（否決）

昨年、9月に発覚したミニマムアクセス米の汚染米不正転用事件は、食の安全に対する国民の信頼を著しく失墜させた。また、事件を検証した内閣府の有識者会議が「農林水産省は国民の食の安全に対する責任と自覚が欠落していた」と厳しく指弾したように、農水行政が鋭く問われた事件であった。

こうした経緯を経て昨年10月、政府は一定の対策を講ずるとともに「事故米を二度と流通させません」と安全宣言をした。

しかし、安全宣言以降、食品加工の現場で最強の発がん性カビ毒アフラトキシンが発見されるなど75件もの汚染米が発見されている。農林水産省は、販売する輸入米の全量の袋を開き、目視でカビをチェックし、新しい袋に入れかえて出荷するという異常な作業を全国の倉庫で繰り広げており、そのための予算を30億円も計上している。

2月17日農林水産省は新たな対策として、目視で確認した米をロットごとに一定の基準でサンプルを採取してカビ毒を検査し、陰性のものは販売し飼料用はカビ毒が陽性であっても一定の基準以下なら販売するとしている。また、従来行ってきたカビ汚染発見時の同一船・同一契約の米の販売凍結はやめ、カビ状異物そのものの検査もやめるとしている。

この対策は、カビに関する科学委員会の助言によるとしているが、果たしてこれで輸入米の安全性が確保できるのだろうか。農林水産省自身が購入業者に対し、1カ月以内に使用することやカビの出ない保管、カビ発見時の届け出と使用停止等を条件に販売している事実が、何よりも輸入米の危険性を雄弁に物語っている。汚染米がいつ国民の口に入ってもおかしくない状況にあり、「事故米を二度と流通させません」とした国民への約束違反であり、到底容認はできない。

今、問われているのはミニマムアクセス米の安全性であり、国民の食の安全を大きく脅かしてまで輸入を続ける農政そのものである。

ミニマムアクセス米の輸入は、安全性に加えて国際的な価格の高騰に加担し、途上国の人々の食糧を奪うことになりかねない。国内では、生産過剰が米価下落の原因であるとして生産調整が拡大・強化されていることから、輸入は許されるものではない。

よって、下記の事項について実現を図ることを求める。

記

1. ミニマムアクセス米の輸入を全面的に見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月14日
